

大通達甲（警務）第7号  
令和5年3月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警務部長

#### 識別カードの着用について（通達）

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。）第33条の2の規定に基づき着用する識別カードの運用について、下記のとおり定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「職員の名札の着用について」（令和4年1月28日付け大通達甲（警務）第1号）は、同日付けで廃止する。

#### 記

##### 1 識別カード着用の目的

識別カードは、警察庁舎内において、職員と来訪者とを識別するために着用する（処務訓令第33条の2）ほか、職員の職務執行における責任を明確にし、適切な市民応接の推進を図るために着用するものとする。

##### 2 識別カード着用の基準等

###### (1) 来訪者との識別のために着用する場合

職員は、警察庁舎内においては、原則として、識別カードを着用すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、識別カードを着用しないことができる。

ア 大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年大分県条例第30号）第2条第1項の被服を着用しているとき。（後記(2)から(4)までの規定に基づき識別カードを着用することとされている場合を除く。）

イ 大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則（平成7年大分県公安委員会規則第3号）第2条の特殊の被服を着用しているとき。

ウ 当直勤務又は当番勤務に従事しているとき。

エ 出勤又は退勤のため庁舎を出入りするとき。

オ 前記アからエまでに掲げるもののほか、識別カードを着用することにより業務に支障を来すと所属長が認めるとき。

###### (2) 責任の明確化のために着用する場合

職員は、警察庁舎内において、次に掲げる業務（以下「識別カード着用業務」という。）に従事する場合で市民等と応対するときは、原則として、識別カードを着用すること。ただし、当直勤務又は当番勤務に従事するときは、識別カードを着用しないことができる。

ア 警察署の受付事務

- イ 警察署協議会等、部外の委員等の意見を聴く会議に出席する事務
- ウ 各部が所管する法令等に基づく許可、認定、登録、証明、届出等に関する事務
- エ 警察安全相談に関する事務
- オ 犯罪被害者支援に関する事務
- カ 遺失届及び拾得物の受理、拾得物の返還等に関する事務
- キ 情報の公開に関する事務
- ク 道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める通告に関する事務
- ケ 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- コ 運転免許に関する事務

(3) 庁舎外における着用

職員は、交番・駐在所連絡協議会、各種出張相談、交通安全教室等、部外者が参加する各種会議、会合、行事等に出席する場合は、警察庁舎外であっても識別カードを着用するよう努めること。

(4) その他の着用

識別カード着用業務における職員の対応について苦情の申出がなされた場合で、その窓口において苦情の申出人と対応するときは、識別カードを確実に着用すること。

3 識別カードの着用方法

識別カードは、首から提げる方法又は胸部の見やすい位置に固定する方法により着用すること。

なお、前記2(2)から(4)までの規定に基づき識別カードを着用するときは、識別カードの裏面（姓が表示された面）が対応する市民等に見えるように着用すること。

4 識別カードの交付、保管等

(1) 識別カードの交付

識別カードは、新規に採用された職員に警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が交付するものとする。

(2) 識別カードの保管

識別カードは、職員が個人で保管することとし、保管に当たっては、亡失、毀損等の防止に努めること。

(3) 識別カードの貸与又は譲渡の禁止

識別カードは、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(4) 識別カードの再交付

ア 職員は、識別カードの裏面の姓に変更があったとき、又は識別カードを紛失し、若しくは損傷したときは、識別カード再交付申請書（別記様式）により、所属長を經由して警務課長に再交付の申請をすること。

イ 前記アの規定により申請を受けた警務課長は、当該職員に対し、識別カードを再交付すること。

(5) 識別カードの返還

職員は、退職等により職員でなくなったときは、速やかに識別カードを所属長を經由して警務課長に返納すること。

（警務課企画係）

別記様式

識別カード再交付申請書

年 月 日

警務部警務課長 殿

所 属

職 名

氏 名

下記の理由により、識別カードの再交付を申請します。

記

1 理由

2 再交付カードの種類

【表のカードのみ】【裏のカードのみ】【表と裏の両カード】

3 裏のカードの表記（再交付を受ける場合）

	漢字
	_____
	アルファベット
	_____